

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全企画課)	三
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	五
○選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	(同)	五
○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例	(総合政策課)	五
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	五
○特定地域看護師確保対策学資金貸付条例の一部を改正する条例	(医療人材対策室)	六
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(家畜防疫対策室)	六

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「、蒲生二丁目」を「から蒲生五丁目まで」に、「四百一」番、四百二番、四百七番から四百十一番まで、四百二十七番、六百十八番から六百二十番まで、六百二十三番及び六百六十一番から六百六十四番まで」を「九番三号、九番十七号から九番十九号まで、九番二十三号から九番二十七号まで、九番二十九号、九番三十号、十番から十二番まで、十三番二号、十三番十八号、十五番五十一号及び十八番から二十一番まで」に改める。

第八条第一項の表宮城県大崎保健所の項中「大崎市、」を「栗原市、大崎市、」に改め、同表宮城県栗原保健所の項及び宮城県登米保健所の項を削り、同表宮城県石巻保健所の項中「石巻市、」を「石巻市、登米市、」に改め、同条第二項中「(宮城県栗原保健所及び宮城県登米保健所を除く。)」を削り、同条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の二第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に宮城県栗原保健所長又は宮城県登米保健所長が行った処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ宮城県大崎保健所長又は宮城県石巻保健所長が行った処分その他の行為とみなし、この条例の施行前に宮城県栗原保健所長又は宮城県登米保健所長に対してなされた申請その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ宮城県大崎保健所長又は宮城県石巻保健所長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百九十一の項中「第三項」を「第五項」に改め、同項イ中「四万二千七百円」を「四万七千円」に改め、「(以下この項において「添付図書」という。)」を削り、(第五項第一項に規定する住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一号の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下この項及び次項に

五万三千元（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）に、「八万六千四百円、認定基準適合証明書類を提出する場合には二万二千元」を、「三万二千八百円」に改め、同項2イ(2)ハ中「三十一万八千元（住宅性能評価書）を「三十万三千元（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「十六万二千元、認定基準適合証明書類を提出する場合には二万九千九百元」を、「五万四千九百元」に改め、同項2イ(2)ニ中「五十七万円（住宅性能評価書）を「五十四万三千元（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「二十七万八千元、認定基準適合証明書類を提出する場合には五万四千四百円」を、「八万八千元」に改め、同項2イ(2)ホ中「九十八万八千元（住宅性能評価書）を「九十三万四千元（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「四十二万九千元、認定基準適合証明書類を提出する場合には九万三千七百円」を、「十三万四千元」に改め、同項2イ(2)ヘ中「百八十一万円（住宅性能評価書）を「百七十二万円（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「七十八万八千元、認定基準適合証明書類を提出する場合には十五万四千元」を、「二十二万八千元」に改め、同項2イ(2)ト中「二百五十九万円（住宅性能評価書）を「二百四十七万円（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「百六万円、認定基準適合証明書類を提出する場合には十九万円」を、「二十八万九千元」に改め、同項2イ(2)チ中「三百十七万円（住宅性能評価書）を「三百二万円（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）」に、「百二十万八千元、認定基準適合証明書類を提出する場合には二十万二千元」を、「三十二万八千元」に改め、同項2ロ(1)中「六万四千四百円（認定基準適合証明書類）を「六万六千円（確認書又はその写し）」に、「八千五百円」を「一万六千二百円」に改め、同項2ロ(2)イ中「十五万九千八百円（認定基準適合証明書類）を「十四万三千元（確認書又はその写し）」に、「一万七千七百円」を「二万九千八百円」に改め、同項2ロ(2)ロ中「二十四万九千元（認定基準適合証明書類）を「二十三万円（確認書又はその写し）」に、「三万四千元」を「四万九千三百円」に改め、同項2ロ(2)ハ中「四十七万七千円（認定基準適合証明書類）を「四十五万五千円（確認書又はその写し）」に、「四万三千七百円」を「八万二千三百円」に改め、同項2ロ(2)ニ中「八十五万五千円（認定基準適合証明書類）を「八十一万五千円（確認書又はその写し）」に、「八万七千七百円」を「十三万二千元」に改め、同項2ロ(2)ホ中「百四十七万円（認定基準適合証明書類）を「百四十四万円（確認書又はその写し）」に、「十四万円」を「二十万九千元」に改め、同項2ロ(2)ヘ中「二百七十二万円（認定基準適合証明書類）を「二百五十九万円（確認書又はその写し）」に、「二十三万九千元」を「三十四万二千元」に改め、同項2ロ(2)ト中「三百八十九万円（認定基準適合証明書類）を「三百七十七万円（確認書又はその写し）」に、「二十八万五千円」を「四十三万四千元」に改め、同項2ロ(2)チ中「四百七十六万円（認定基準適合証明書類）を「四百五十三万円（確認書又はその写し）」に、「三十万四千元」を「四十九万三千元」に改め、同表二百九十三の項中「三千八百円」を「三千六百元」に改め、同表二百九十四の項中「二千八百円」を

「二千七百元」に改め、同項の次に次のように加える。

二百九十四の二 長期優良住宅普及促進法第十八条第一項の規定に基づく容積率に関する特例の許可を申請する者	申請するとき	十六万円
---	--------	------

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項1中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項中

「2 その他の者の場合 一万五百円（同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合には、六千七百円）」	「2 その他の者の場合 一万五百円（同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合には、六千七百円）」
---	---

「2 同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合、六千八百円（当該申請をする者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請にあっては、四千三百円）」	「2 同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合、六千八百円（当該申請をする者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請にあっては、四千三百円）」
3 その他の者の場合 一万五百円（同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあっては、六千七百円）」	3 その他の者の場合 一万五百円（同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあっては、六千七百円）」

三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項の次に次のように加える。

三十一の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会を受けようとする者	受講を申請するとき	1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円 2 その他の者に対する講習会 六千九百元
---	-----------	--

第三条中「(同表十九の項及び三十の項に掲げるものを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。別表第二第三十五号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例(昭和二十五年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表審査分会長の項中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表審査分会長の項中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和三年十月十九日から適用する。

(報酬の内払)

2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の選挙長等の報酬及び費用弁償条例の規定に基づいて、令和三年十月十九日からこの条例の施行の前日までの間に支払われた報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例(令和二年宮城県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「検査」の下に「(次条において「食鳥検査」という。)」を加える。第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料)

第十二条 指定検査機関(知事が法第二十一条第一項の規定により食鳥検査の全部又は一部を行わせるため指定した者をいう。以下この条において同じ。)が行う食鳥検査を受けた者は、前条第二項の規定にかかわらず、一羽につき三円の手料を当該指定検査機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納められた手数料は、当該指定検査機関の収入とする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例(令和元年宮城県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(償還の猶予及び免除の特例)

4 令和三年十月三十一日までに第七条の規定により貸付けの決定を受けた者に係る第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「特定医療施設」とあるのは、「特定医療施設(医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち、令和三年四月一日以後において特定医療施設に該当しなくなったものを含む。)」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「の家畜又はその死体の所有者から」の下に「家畜が法第三条の二第一項の特定家畜

伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が認定する団体に属する獣医師(次条においてこれらを「知事認定獣医師」という。)の注射を受けるときは当該家畜の所有者から」を加える。

第十二条中「又は」を「、」に改め、「証明書の件数」の下に「又は知事認定獣医師の注射に用いる製剤の管理(以下単に「管理」という。)の件数」を加える。

第十四条中「検査等又は」を「検査等、」に改め、「交付」の下に「又は管理」を加え、同条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める家畜又はその死体

附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表に次のように加える。

七 管理	豚熱	一件につき	七〇円
------	----	-------	-----

附則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第十四条に一号を加える改正規定並びに附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第十四条第三号の規定は、令和三年四月一日から適用する。